(案)

ねんりんピック彩の国さいたま2026実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、ねんりんピック彩の国さいたま2026実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、全国健康福祉祭開催要綱(昭和62年10月17日付け厚生 省発政第22号厚生大臣官房長通知)に基づき、第38回全国健康福祉祭埼玉大会 (ねんりんピック彩の国さいたま2026)(以下「大会」という。)を開催するた めに必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

- 第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 大会開催に係る総合的な計画に関すること。
 - (2) 「健康関連イベント」、「福祉・生きがい関連イベント」、「健康、福祉・生きがい共通イベント」及び「オリジナルイベント」の運営に関すること。
 - (3) 総合開会式及び総合閉会式に関すること。
 - (4) 選手、役員等の宿泊、輸送、医事衛生及び警備防災に関すること。
 - (5) 厚生労働省、一般財団法人長寿社会開発センターその他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
 - (6) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

(組織・役員)

- 第4条 実行委員会は、委員、参与および監事(以下「委員等」という。)をもって 組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
 - (1) 関係機関及び関係団体の長並びに役職員
 - (2) その他会長が特に必要と認める者
- 3 実行委員会は、委員のうちから会長、副会長及び常任委員を置く。
- 4 会長は、埼玉県知事をもって充てる。
- 5 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定した順序によりその職務を代理する。
- 3 常任委員は、実行委員会の運営のために必要な事項を審議する。 (任期)
- 第6条 委員等の任期は、実行委員会設立の日から実行委員会の目的が達成されたと きまでとする。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項第1号に掲げる委員等が、就任時の機関 及び団体の役職を離れた場合は、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとす る。
- 3 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて委員 等を補充することができる。

(参与)

- 第7条 実行委員会に参与を置く。
- 2 参与は、会長が委嘱する。
- 3 参与は、会長が必要と認める事項について、会長に助言を行う。 (監事)
- 第8条 実行委員会に監事を置く。
- 2 監事は、会長が委嘱する。ただし、委員を兼ねることはできない。
- 3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

第3章 会議

(会議)

- 第9条 実行委員会に、次の会議を置く。
 - (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会
- 2 前項に定めるもののほか、実行委員会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

(総会)

- 第10条 総会は、委員等をもって構成する。
- 2 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 大会の企画及び運営の基本的事項に関すること。

- (3) 事業計画、予算及び決算に関すること。
- (4) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (5) その他大会の開催に関して重要な事項に関すること。
- 4 総会は、委員の過半数の出席を必要とする。
- 5 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。
- 6 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項 について、代理人に権限を委任するか、又は書面をもって表決することができる。 この場合において、前2項の規定の適用については、その委員は出席したものとみ なす。
- 7 会長が必要と認める場合、事前に送付した議案に対して書面をもって表決し、総 会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

- 第11条 常任委員会は、常任委員をもって構成する。
- 2 常任委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、会長が委嘱する。
- 4 委員長は、常任委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指 定した順序によりその職務を代理する。
- 6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集するいとまがない緊急事項に関すること。
 - (3) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 常任委員会は、前項各号に掲げる事項を審議し、決定したときは、これを次の総会に報告しなければならない。
- 9 前条第4項から第7項の規定は、常任委員会の会議について準用する。 (専門委員会)
- 第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された専門的事項を調査審議し、その結果を 常任委員会に答申する。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を 常任委員会に報告する。
- 4 第6条の規定は、専門委員会の委員の任期について準用する。

5 前各項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会の承認 を得て、会長が別に定める。

(委員等の報酬及び旅費)

- 第13条 総会への委員等への報酬(旅費を含む。)については支給しないものとする。
- 2 常任委員会及び専門委員会への委員等への報酬(旅費を含む。)については支給するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、委員等が実行委員会の業務のために旅行したとき は、旅費を支給する。
- 4 前2項の規定により報酬(旅費を含む。)を支給する場合は、埼玉県の例に準ずるものとする。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会(以下本条において「総会等」という。)を 招集するいとまがないときは、その議決すべき事項について、専決処分することが できる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の総会でこれを報告し、そ の承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、埼玉県福祉部に事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第16条 実行委員会の経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。 (事業計画、予算及び決算)
- 第17条 実行委員会の事業計画及び収支予算は事務局長が編成し、総会の承認を得なければならない。
- 2 実行委員会の収支決算は事務局長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(監査)

第18条 監事は、実行委員会の決算について監査し、総会に報告しなければならない。

(会計年度等)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わ

る。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

- 第20条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときには、総会の議決をもって 解散する。
- 2 実行委員会が解散する場合において、その残余財産の処分については、埼玉県及びさいたま市において協議して決定する。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会 長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、令和6年 月 日から施行する。
- 2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、実行 委員会設立の日から令和7年3月31日までとする。